

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（設置）</p> <p>第一条 良好な自然環境の保護を図るために必要な土地（土地の定着物を含む。）の円滑な取得、自然環境の適切な利用を図るために必要な施設の維持又は地域の景観の形成に関する活動の推進に係る事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、広島県みどりと景観の基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（積立て）</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（処分）</p> <p>第五条 基金は、第一条の事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>第六条～第八条 （略）</p> | <p>（設置）</p> <p>第一条 良好な自然環境の保護を図るために必要な土地（土地の定着物を含む。）を円滑に取得し、又は地域の景観の形成に関する活動の推進に必要な経費の財源に充てるため、広島県みどりと景観の基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（基金の額）</p> <p>第二条 基金の額は、十八億六千百十三万三千二百九十六円とする。</p> <p>2  必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをし、又はその処分をすることができる。</p> <p>3  前項の規定により積立て又は処分が行われたときは、基金の額は、当該積立額相当額増加し、又は当該処分額相当額減少するものとする。</p> <p>第四条 （略）</p> <p>第五条～第七条 （略）</p> |